

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (物類註日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
セントビンセント	セントビンセント及びグレナダ イアン島政府に対する贈与に 関する日本国政府とセントビン セント及びグレナダイアン島 政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	200,000千円 -----	H28.7.18 キングズ タウンで (同日)	日本側 岡田光彦在セント ビンセント大使 側 ルイ セントビンセントカー ス・ストレーカー副首相 兼外務・貿易・商業大臣	H28.7.28 310号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。